

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 181：新しい COVID-19 変異体が検出されたことによる国境管理措置の実施（11 月 28 日発表） 在フィリピン日本国大使館:

【ポイント】

● 11 月 28 日、フィリピン政府は、新しい COVID-19 変異体（オミクロン株）が検出されたことにより、12 月 15 日まで、直ちに以下の国境管理措置を実施することを発表しました。

これにより、11 月 26 日付け領事メール：その 180 で案内しました、12 月 1 日から実施予定としていた「グリーン」国／管轄区域／地域からの、完全にワクチン接種し、かつビザが必要とされていない国の国籍を有する渡航者の入国は、一時停止されます。

また、「グリーン」国／管轄区域／地域（日本は 11 月 30 日まで指定）からの渡航者の検査及び検疫規則は、「イエロー」国／管轄区域／地域の検査及び検疫規則に準拠することとなります。

【本文】

1 11 月 28 日、フィリピン政府は、新しい COVID-19 変異体（オミクロン株）が検出されたことにより、12 月 15 日まで、直ちに以下の国境管理措置を実施することを発表しました。

（1）「グリーン」国／管轄区域／地域からの PCR 検査及び検疫規則を一時停止される。「レッド」国／管轄区域／地域に分類されている国を除き、全ての入国地での全ての外国人渡航者の検査及び検疫規則は、「イエロー」国／管轄区域／地域の検査及び検疫規則に準拠する。

11 月 28 日以前に「グリーン」国／管轄区域／地域から到着した渡航者は、「グリーン」国／管轄区域／地域の検疫規則に従うこととする。

※「イエロー」国／地域／管轄区域からフィリピンに入国する渡航者の検査・検疫規則

ア 完全にワクチン接種した、出発国出発前 72 時間以内の陰性の PCR 検査結果を提示する渡航者は、到着日を含めて 3 日目に行われる PCR 検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受ける必要がある。その後到着日を初日として、14 日目までセルフ・モニタリング（自己の症状、状況を観る、見

守ること)を行う必要がある。

イ 完全にワクチン接種しているが、出発国出発前 72 時間以内の陰性の PCR 検査を提示しない渡航者は、到着日から 5 日目に行われる PCR 検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受ける必要がある。その後、到着日を初日として、10 日目まで自宅検疫を行う必要がある。

※IATF 決議により上記イの発表がありましたが、出発前の陰性の PCR 検査結果を所持しない場合の航空機への搭乗の可否につきましては、ご利用の航空会社にご確認ください。

ウ ワクチン接種を受けていない、部分的にワクチン接種を受けた、またはワクチン接種状況の有効性、信憑性が検証・確認できない渡航者は、到着日を初日として、7 日目に行われる PCR 検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受ける必要がある。その後、到着日を初日として、14 日目まで自宅検疫を行う必要がある。

(2) IATF 決議第 150-A (11 月 25 日付け領事メール: その 180) の、12 月 1 日から実施を予定していた「グリーン」国/管轄区域/地域からの完全にワクチン接種し、ビザが必要とされていない国の国籍を有する渡航者の入国は、一時停止する。

(3) 「レッド」国/管轄区域/地域に指定されている南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ、レソト、エスワティニ、モザンビークに加えて、11 月 28 日からオーストリア、チェコ、ハンガリー、オランダ、スイス、ベルギー、イタリアを「レッド」国/管轄区域/地域に指定する。

また、「レッド」国/管轄区域/地域からの渡航者には以下の規則を実施する。

ア 「レッド」国/管轄区域/地域からの外国人渡航者、またはフィリピン到着前の 14 日間以内に「レッド」国/管轄区域/地域への渡航歴のある外国人渡航者は、ワクチン接種状況に関係なく、入国は許可されない(フィリピン人の帰国者は、検査及び検疫規則に従って入国を許可される場合がある。)

イ フィリピンに到着する直前の 14 日以内に上記(3)の国/管轄区域/地域への渡航歴があるが、既に移動中で 11 月 30 日 0:01 より前に到着した全ての渡航者は、入国禁止制限の対象とはならない。この場合は、PCR 検査結

果が陰性であっても、到着日を初日として 14 日間の施設での検疫を受け、7 日目に PCR 検査を受ける必要がある。

ウ 上記にかかわらず、11 月 28 日より前に既に到着し、出発国の分類に従って現在検疫を受けている乗客は、それぞれの PCR テスト及び検疫規則を完了する必要がある。

エ フィリピン人、外国人に関わらず、「レッド」国／地域／管轄区域を通過してフィリピンに到着するすべての渡航者は、「レッド」国／地域／管轄区域内で、空港内のみに滞在していた場合、また入国管理局によって「レッド」国／地域／管轄区域への入国を許可されていない場合、「レッド」国／地域／管轄地域から来た、または行ったことがあるとは見なされない。

オ フィリピン到着時、上記 1（3）エの対象となる渡航者は、現在の検査及び検疫規則に準拠する。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・決議第 151-A 号：新しい COVID-19 変異体が検出されたことによる国境管理措置の実施

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/11nov/20211128-IATF-151A-RRD.pdf>

・IATF 決議第 149-A 号：フィリピン渡航者の検査・検疫規則の変更（「イエロー」国／地域／管轄区域からフィリピンに入国する渡航者の検査・検疫規則の記載あり）

<https://mirror.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/11nov/20211118-IATF-RESO-149A-RRD.pdf>

●大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（IATF は新しい「レッド」国／地域／管轄区域を発表）

https://mirror.pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-releases-new-red-list/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321 / 7322

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B. I. Zone Building, J. P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html